北島町パートナーシップ宣誓制度に関する手引





もくじ

1	パートナーシップ宣誓制度とは?										
		•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	宣誓できる方										
		•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
3	パートナーシップ宣誓書受領証を受け取るまで <i>の</i>) }	允	ħ	,						2
					•	•	•		•	•	J
4	必要書類										4
5	問い合わせ先										
J							•				5
6	Q & A 集										
											6

1 パートナーシップ宣誓制度とは?

パートナーシップ宣誓制度は、互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した関係にあることを北島町が公に証明するものです。

北島町制施行80周年の記念に希望輝く発展のまち北島町の住民であることに誇りをもち、誰もが住みやすいまちをめざして町民憲章を制定しました。その一つに「一人ひとりの人権を大切にし 優しいまちをつくります」とあります。この取り組みの一環として様々な理由で法律上の婚姻をすることが出来ない方々が抱える困りごとや生きづらさの解消につながるよう「北島町パートナーシップ宣誓制度」を制定いたしました。

この制度は婚姻関係や相続、税金の控除などの法的な効果が生じる物ではありませんが、この制度の導入をきっかけとして、この制度を利用する方だけでなく住民の皆様にも多様な生き方について知っていただき、取り組みを広めることで誰もが自分らしく生きていくことが出来る北島町を目指します。

2 宣誓できる方

- (1) 成年に達していること。
- (2) 北島町内在住。
- (3) 配偶者(事実婚を含む)がいないこと、宣誓するお相手以外の方とパートナーシップがないこと。
- (4) お二人の関係が直系血族(養子縁組をしている場合を含む。)又は三親 等内の傍系血族若しくは直系姻族の関係でないこと。
- ※上記(1)~(4)の内容について、宣誓時に書面等で確認させていただきます。

3 パートナーシップ宣誓書受領証を受け取るまでの流れ

(1)要件の確認

お二人が、宣誓者の要件に該当するかご確認ください。

・要件は「2 宣誓できる方」のページをご確認ください。

1

(2) 宣誓日時の予約

電話、メール又は窓口で宣誓日時の予約をお願いします。

- ・要件に該当し、宣誓をご希望の場合は住民課へ電話又メールで宣誓に お越しいただく日時の事前予約をしてください。
- ・希望日の5業務日前(土・祝、年末年始を除く)までに予約してださい。

宣誓日時:月曜から金曜(祝、年末始を除く)

午前8時30分から午後5時まで

宣誓場所:北島町役場内

予約連絡先 : 北島町 住民課

電話 : 088-698-9804

e-mail : jyumin@kitajima.i-tokushima.jp

※宣誓するお二人の他に同席方がいる場合は、予約の際にお伝えください。

※郵送等での宣誓書は、受け付けません。

l

(3) パートナーシップの宣誓

予約した日時にお二人で指定の場所にお越しください。

パートナーシップ宣誓書にご署名いただきます。

- ・必要書類をご持参ください。(「4 必要書類」でご確認ください。)
- ・本人確認、必要書類の確認、対象要件を満たしているか確認します。
- ※パートナーシップ宣誓書受領証の即日交付はできないため、後日連絡します。その際に交付日の調整を行います。

1

(4) パートナーシップ宣誓書受領証の交付

- ・宣誓書受領証の交付日にお越し下さい。
- ・個室で対応いたします。
- 本人確認書類を確認のうえ、受領証をお渡しいたします。

4 必要書類

□ 住民票の写し

- ・3か月以内に発行されたもの
- ・1人1通ずつ提出してください(宣誓者が同世帯の場合は2人の掲載 された住民票1通でかまいません)
- ・個人番号(マイナンバー)省略されたもの

□ 戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)または独身証明書

- ・3か月以内に発行されたもの
- ・国籍が日本でない場合は、「婚姻要件具備証明書(独身証明書)」と その日本語訳が必要です。

□ 本人確認書類

- A. 顔写真付きの官公署が発行したもの1点 (例:個人番号カード・運転免許証・旅券など)
- B. 顔写真の無いものしか所持していない場合は2点 (例:健康保険証・年金手帳・年金証書など)

(通称名を使用する場合)

- □ 通称を日常的に使用していることがわかる書類 (例:社員証、学生証、法人が発行した身分証明証など)
- ※必要に応じて、上記以外の書類提出を求めることがあります。
- ※必要書類等の取得にかかる手数料は自己負担となります。

5 問い合わせ先

北島町役場 住民課

住所 : 〒771-0285

徳島県板野郡北島町中村字上地23番地1

電話 : 088-698-9804 ファクシミリ: 088-698-8494

e-mail : jyumin@kitajima.i-tokushima.jp

6 Q&A集

- Q 宣誓書受領書は即日交付されますか?
- A 後日改めての交付となります。交付日は宣誓日以降改めてご連絡いた します。
- Q パートナーシップの宣誓に費用はかかりますか?
- A 費用はかかりませんが、必要書類等の取得にかかる手数料は自己負担と なります。
- Q 北島町に住所がないと宣誓できませんか?
- A お二人の住民票が北島町にないと宣誓できません。
- Q 同居していないと宣誓できませんか?
- A 同居している必要はありません。お互いを人生のパートナーとし、相互 の協力により、継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活 を行うことを約した関係であることが必要です。
- Q オンライン・郵送での宣誓はできますか?
- A できません。
- Q 制度利用に際し、プライバシーは守られますか?
- A 宣誓の際はプライバシー保護のため原則として個室で対応します。提出 された書類、記載されている内容の取り扱いは十分配慮します。
- Q 代理で宣誓してもらうことは可能ですか?
- A 代理人による宣誓はできません。宣誓者お二人そろって窓口にお越し下さい。ただし、ご事情により必要書類への記入が難しい場合は代筆による記入は可能です。
- Q 北島町パートナーシップ宣誓制度は、結婚とどう違うのですか?
- A この制度は北島町の内部規定である「北島町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」により実施される制度です。法律による婚姻制度とは異なり、法的な権利や義務(扶養の義務等)を伴うものではありません。

- Q 法的な義務や権利が発生するものではないのに、実施する理由は何ですか?
- A 様々な理由で法律上の婚姻をすることが出来ない方々が抱える困りごとや生きづらさの解消につながるよう北島町パートナーシップ宣誓制度を制定したものです。この制度の導入をきっかけとして、この制度を利用する方だけでなく住民の皆様にも多様な生き方について知って、理解いただきたいとおもいます。

Q 通称名は使用できますか?

A 性別違和等により、日常的に通称名を使用している方は通称名での宣誓ができます。通称名を使用する場合は、宣誓日にその名称が日常的に使用されていることがわかるもの(社員証等)をお持ちください。また、通称名を使用する場合、宣誓書の特記事項に戸籍上の氏名を表示します。